

一般廃棄物最終処分場の直接搬入方法が変わりました！

これまで、一般家庭ごみは、風連地区の一般廃棄物最終処分場に直接搬入していただきましたが、処分場への搬入車両の増大と車両停車スペースの手狭さにより交通整理が必要な状況になり、施設ご利用の皆様にご不便をかけております。

今後、家庭系一般廃棄物の直接搬入は内淵最終処分場と風連最終処分場どちらにも搬入できる選択制として受入体制を見直しました。

	内淵最終処分場	風連最終処分場
住所	字内淵311番地 (道々美深・名寄線)	風連町字中央768番地 (広域農道29線土別境)
開設日	月～土曜日	月・火・木・金曜日、 第2土曜日、第4日曜日
受入時間	8:45～16:30	10:00～15:00 冬期間(12月～3月) 10:00～13:00
処理料金	10kg当たり 80円	・100kgまでは200円 ・100kg以上200kg以下は 10kg毎に20円加算 ・200kg以上は50kg毎に 500円加算
その他		・リサイクルプラザ併設 ・資源物の受入可能 ・鉄くず類の分別実施

問い合わせ

生活環境課廃棄物対策係

- ・名寄庁舎 1階 ☎ 01654-3-2111 (内線3123)
- ・風連庁舎 1階 ☎ 01655-3-2511 (内線120)

農業の多面的機能を守る

中山間地域等直接支払制度

平成17年度の取り組み内容

農地の役割は、農産物が生産されるだけではありません。たん水機能をはじめとする国土保全機能、安らぎのある美しい空間の提供による健康保持機能や自然生態系を維持する機能など、「多面的機能」を有しており、農村部ばかりでなく市街地を含む多くの住民の暮らしを守る役割があります。

「中山間地域等直接支払制度」

は、農地の持つ多面的機能を守る観点から、多種多様な取り組みにより農用地の保全や耕作放棄を未然に防ぎ、農業生産条件の不利を補う制度です。

旧名寄市、旧風連町ともに平成12年度から取り組みられています。平成17年度からは旧名寄市は名寄地域集落、旧風連町は風連地域集落として、それぞれ集落協定が締結され、両集落が工夫しながら取り組みを行っています。

【名寄地域集落の取り組み】

- 農業生産活動
- 農用地法面等の保全管理
- 農道草刈等清掃活動
- 水路泥上等清掃活動
- 有害鳥獣防止対策
- 電柵設置に向けた視察研修
- 電柵設置に向けた視察研修
- 捕獲農免許取得者の育成
- 捕獲農免許取得者の育成
- 捕獲農免許取得者の育成
- 捕獲農免許取得者の育成



水路泥上等清掃活動の様子

- 農用地法面等の保全管理
- 農道草刈等清掃活動
- 集落内水路の点検清掃活動
- 鳥獣害防止対策
- 電柵の設置

多面的機能を増進する活動

- 農業用廃プラ適正処理事業
- 廃農機具適正処理事業
- 学校田・畑の運営
- 集落会館等花壇の整備
- 集落会館清掃等
- イルミネーション設置
- 芝桜・フラワーロード保全

生産性・収益性の向上活動

- 共同利用機械導入
- 作業受委託の推進
- クリーン農業の推進
- 米産地強化対策事業
- 担い手の定着活動

農業活性化養成事業

- 農業研修の実施
- 地域文化の伝承活動

農業体験学習(小学校)の実施

- 地域パークゴルフ場の整備
- 生産性・収益性の向上活動
- 農作業の受委託
- 草地の更新
- 農業機械の共同利用
- 融雪剤の共同散布
- 担い手定着活動
- 青年グループの育成
- 女性グループの育成
- 酪農ヘルパー利用推進

【風連地域集落の取り組み】

- 農業生産活動



農業用廃プラ適正処理事業の様子

問い合わせ

農務課農政係(風連庁舎3階)

☎ 01655 2511
内線314